等の氏名、住所又は居所及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客又は代表者等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法 ［ヨ・タ　略］ ［二・三　略］ ［2～7　略］	又は居所及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客又は代表者等に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第五条第一項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法 ［ヨ・タ　同上］ ［二・三　同上］ ［2～7　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十九号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第三項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　業務（第二十一条―第二十六条） 附則 （法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置） **第二十一条**　法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。次条及び第二十三条において同じ。）のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものにあっては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあっては第一号及び第三号に掲げるものとする。 一～三　（略） （研修の実施） **第二十三条**　救急救命士が勤務する病院又は診療所の管理者は、法第四十四条第三項に規定する研修を実施し、当該救急救命士に重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間）において救急救命処置を行わせようとするときは、あらかじめ、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を当該病院又は診療所内に設置するとともに、当該研修の内容に関する当該委員会における協議の結果に基づき、当該研修を実施しなければならない。（法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項） **第二十四条**　法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項 二　傷病者に係る安全管理に関する事項、医薬品及び医療資機材に係る安全管理に関する事項その他の医療に係る安全管理に関する事項 三　院内感染対策に関する事項 **第二十五条・第二十六条**　（略）	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　業務（第二十一条―第二十四条） 附則 （法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置） **第二十一条**　法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。次条において同じ。）のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものにあっては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあっては第一号及び第三号に掲げるものとする。 一～三　（略） （新設） **第二十三条・第二十四条**　（略）

附　則

この省令は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。